

議案第16号

清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部  
を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定  
について議会の議決を求める。

令和4年3月11日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する  
条例

清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例（昭和31年清水町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「6月に支給する場合には100分の140を、12月に支給する場合には100分の305」を「100分の215」に改める。

別表2を次のように改める。

別表2（第5条関係）

費用弁償額表

車賃	交通費		日当		宿泊料（1夜につき）		
	甲地方 1日に つき	乙地方 1日に つき	甲地方 1日に つき	乙地方 1日に つき	甲地方	乙地方	丙地方
37円	2,500円	1,500円	2,200円	2,000円	12,000円	11,000円	3,000円

備考 甲地方、乙地方、丙地方の区分及び鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、交通費については、町の常勤職員の例による。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。